

いじめ防止基本方針

R5年11月

近江八幡市立安土小学校

目 次

I	いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	1
1	いじめの防止等の対策に関する基本理念（市いじめ防止基本方針より）	1
2	いじめの定義	1
3	いじめの態様	1
4	いじめ防止等に関する基本的な考え	2
	（1）いじめの防止	2
	（2）いじめの早期発見	2
	（3）いじめに対する措置	2
II	いじめ防止等のための対策の内容に関する事項	2
1	いじめ防止基本方針の策定	2
2	組織、活動	3
	（1）組織	3
	（2）構成員	3
	（3）活動	3
3	いじめの防止等に関する取組	3
	（1）いじめの未然防止	3
	（2）いじめの早期発見（各種サインチェック表）	4
	（3）いじめに対する措置（児童や保護者への支援）	6
	（4）ネット上のいじめへの対応	9
4	その他の留意事項	10
	（1）組織的な指導体制	10
	（2）校内研修の充実	10
	（3）校務の効率化	10
	（4）学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実	10
	（5）地域や家庭との連携について	10
	（6）関係機関との連携について	10
III	その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項	11
IV	重大事態への対処	
1	教育委員会または学校による調査	11
	（1）重大事態の発生と調査	11
	（2）調査結果の報告及び提供	13
2	調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置	13
	（1）再調査	13
	（2）再調査の結果を踏まえた措置等	13

安土小学校 いじめ防止基本方針

令和5年(2023年)11月改訂

I いじめ防止等のための基本的方向に関する事項

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念（市いじめ防止基本方針より）

- (1) いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童生徒に関係する問題であることから、児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行います。
- (2) いじめの防止等のための対策は、全ての児童生徒がいじめを行わず、および他の児童生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨とします。
- (3) いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童生徒の命および心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、児童生徒、家庭・保護者、地域住民、関係機関が一体となって、いじめの問題を克服することを目指して行います。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法第2条）

（注1）「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人間関係を示します。

（注2）「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味します。

（注3）けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとします。

（注4）学校は、いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、見守る・「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能です。（軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し、教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合など）ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の学校いじめ対策組織へ情報共有することは必要となります。

3 いじめの態様

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがあります。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる

- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

4 いじめ防止等に関する基本的な考え方

- いじめは決して許されない行為であることについて、児童や保護者への周知を図る取組に努める。
- いじめを受けている児童をしっかり守る。
- いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、いじめ問題に対して万全の体制で臨む。
- 本校からのいじめの一掃を目指す。

(1) いじめの防止

いじめの問題の対応は、いじめを起こさせないための予防的取組が最も重要であると考えます。そこで、本校においては、教育活動全体を通して、自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てることを目指す。

(2) いじめの早期発見

いじめ問題を解決するための重要なポイントは、早期発見・早期対応で、日頃から、児童の言動に留意するとともに、何らかのいじめのサインを見逃すことなく発見し、早期の対応に努める。

(3) いじめに対する措置

いじめを発見したときは、問題を軽視することなく、早期に適切な対応を図る。また、いじめられた児童の苦痛を取り除くことを最優先し、迅速に指導を行う。いじめの解決に向けて特定の教職員が抱え込まず、学年及び学校全体で組織的かつ継続的に対応する。

II いじめの防止等のための対策内容に関する事項

1 いじめ防止基本方針の策定

本校におけるいじめの防止等の基本的な方向性と取組内容を「いじめ防止基本方針」として定める。

いじめ防止基本方針に基づく対応を徹底することで、教職員がいじめを抱え込まず、かつ、学校がいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応となるように努める。

いじめ発生時における学校の対応をあらかじめ示すことは、児童生徒およびその保護者に対し、児童生徒が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につながると考える。

いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付ける。評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る。

策定した基本方針については、学校のホームページなどで公開する。また、その内容を必ず入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明する。

2 組織、活動

(1) 組織

いじめの防止等を実効的に行うため、「いじめ対策委員会(生徒指導委員会)」を設置する。この会は、定期的に毎月第2金曜日放課後に開催し、いじめ事案発生時は緊急に開催する。

(2) 構成員

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、教育相談主任、養護教諭、各学年代表、特別支援教育コーディネーター、SC、SSW、その他関係職員

(3) 活動

- 学校いじめ防止基本方針の作成・見直し
- いじめ防止等に関する年間指導計画の作成
- いじめについての共通理解と指導体制の確立・強化
- いじめに関する校内研修会の企画・立案
- いじめに関する案件の事実確認、事例について報告、分析、対策方針の決定
- 学校生活に関するアンケートの調査結果や教育相談の報告等の情報交換と課題の整理
- いじめ、不登校等を含めた生徒指導上の諸課題に対する対応策の検討と決定
- 要配慮・要支援児童への配慮事項と支援方針決定

3 いじめ防止等に関する取組

(1) いじめの未然防止

ア 児童が主体となった活動

望ましい人間関係づくりのために、児童が主体となって行う活動の機会を年間を通じて設ける。

- あいさつ運動
- 委員会活動・クラブ活動
- 毎月10日は「友だちの日」として意識付け
- 学期に1回、縦割り遊び
- さまざまな児童集会活動
- 学期に1回、友だちのいい所を見つけ、用紙に書いて廊下に掲示する。
(やさしさの花、ステキの実、ありがとうの花)

イ 教職員が主体となった活動

- a 学校人権宣言「わたし大好き、みんな大好き」のもと、いのち・人権を大切にし、互いに認め、高め、支え合える学級・学校づくりを目指す。
 - 一人ひとりの状況をふまえたわかる授業の展開
 - 職員相互の授業研究会の実施
 - 規律ある生活習慣の育成
 - 学級人権宣言づくり
- b 日常的に児童が教職員に相談しやすい環境づくりに努めるとともに、定期的な教育相談週間を設け、児童の実態把握に努めるとともに児童に寄り添っ

た相談体制づくりを目指す。

- 学期に1回の教育相談月間の設定
- 学期に1回「自分を見つめる時間」として、教育相談アンケート実施
- c 教育活動全体を通して、道徳教育や情報モラル教育を実施し、いじめは絶対に許されないという人権感覚を育むことを目指す。
- 教科や特別活動、道徳の時間や総合的な学習の時間を中心とした道徳教育や情報モラル教育の時間設定
- 人権週間の設定【12月】
 - ・ 人権標語づくり、教室掲示、放送による紹介
 - ・ 人権に関わる授業参観（保護者）
 - ・ 人権委員会による人権に関する本の紹介・読み聞かせ
 - ・ 親子人権研修会開催
 - ・ 学級ごとに人権週間の振り返り

ウ 家庭・地域ぐるみでいじめ防止への取組を進めるため、保護者や地域との連携した活動推進

- P T A総会での学校の方針説明
- 学校通信や学級通信、ホームページを活用したいじめの防止活動の報告
- 教職員を対象とした研修会の開催
- 地域の見守りボランティアによる集団登下校時の見守り活動

(2) いじめの早期発見

いじめられた児童、いじめた児童が発することの多いサインを、教職員及び保護者で共有する。

＜いじめられている児童の発するサインチェック表＞

場面	チェック	サイン
登校時		①遅刻や欠席が増える。また、その理由を明確に言わない。
		②視線が合わず、うつむいている。表情が暗い。
		③挨拶の声に元気がない。
朝の会		④提出物の忘れが多くなる。
		⑤健康観察の声が小さく元気がない。また、視線が合わない。
		⑥体調不良を訴える。
授業中		⑦教科書や文房具などの忘れ物が目立つ。
		⑧教科書やノート、机などに落書きをされている。
		⑨発言が笑われたり、無視されたりする。
		⑩机を離される。
休み時間		⑪一人でいることが多い。
		⑫会話に入れてもらえない。
		⑬持ち物がなくなったり、いたづらをされたりする。
給食中		⑭特定の仕事をやらされ続ける。
		⑮机を離される。
		⑯給食の量が少ない。
放課後		⑰慌てて下校をする。または、用もないのに学校に残る。
		⑱持ち物がなくなったり、いたづらをされたりする。
		⑲一人で下校をする。

＜いじめられている児童の発するサインチェック表＞

チェック	サイン
	①グループを作って仲間同士で集まり、ひそひそ話をしている。
	②ある児童にだけ、周囲が異常に気を遣っている。
	③グループで会話をしていても、教職員が近づくと、不自然に散らばる。
	④自己中心的な言動が目立ち、グループの中心的な児童がある。
	⑤机や椅子、ロッカーなどが乱雑になっている。

＜学校内でのサインチェック表＞

チェック	サイン
	①嫌なあだ名が聞こえる。
	②席替えなどで特定の児童と近くの席になることを嫌がる児童がいる。
	③何か起こると特定の児童の名前が出る。
	④壁などにいたづらや落書きがある。
	⑤机や椅子、ロッカーなどが乱雑になっている。

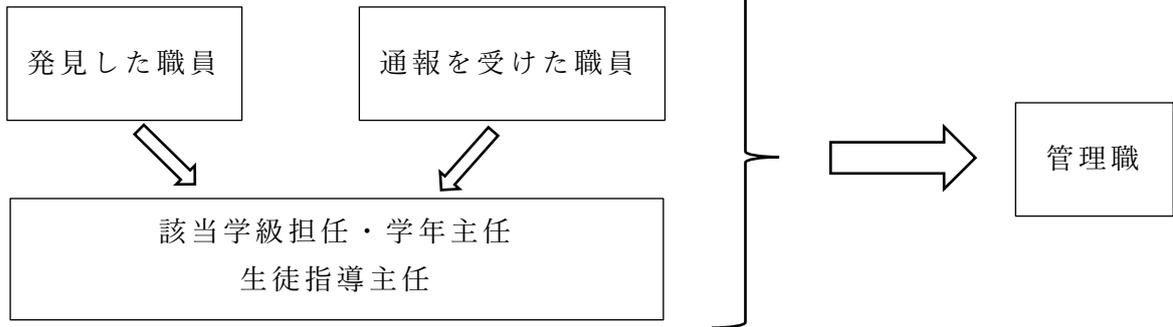
＜家庭内でのサインチェック表＞

チェック	サイン
	①学校での出来事や友だちのことを話さなくなる。
	②友だちや教職員、クラスの不平・不満を口にするが多くなる。
	③朝、起きなかつたり、登校をしぶつたりする。
	④友だちからの誘いを断ることが多くなる。
	⑤遊ぶ友だちが急に変わる。
	⑥部屋に閉じこもったり、家から出なくなったりする。
	⑦理由のはっきりしない衣服の汚れがある。
	⑧理由のはっきりしない衣服の汚れがある。
	⑨体調不良を訴えるが多くなる。
	⑩食欲不振・不眠を訴える。
	⑪学習時間が減る。
	⑫成績が下がる。
	⑬持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きされたりしている。
	⑭家庭の品物や金銭がなくなる。

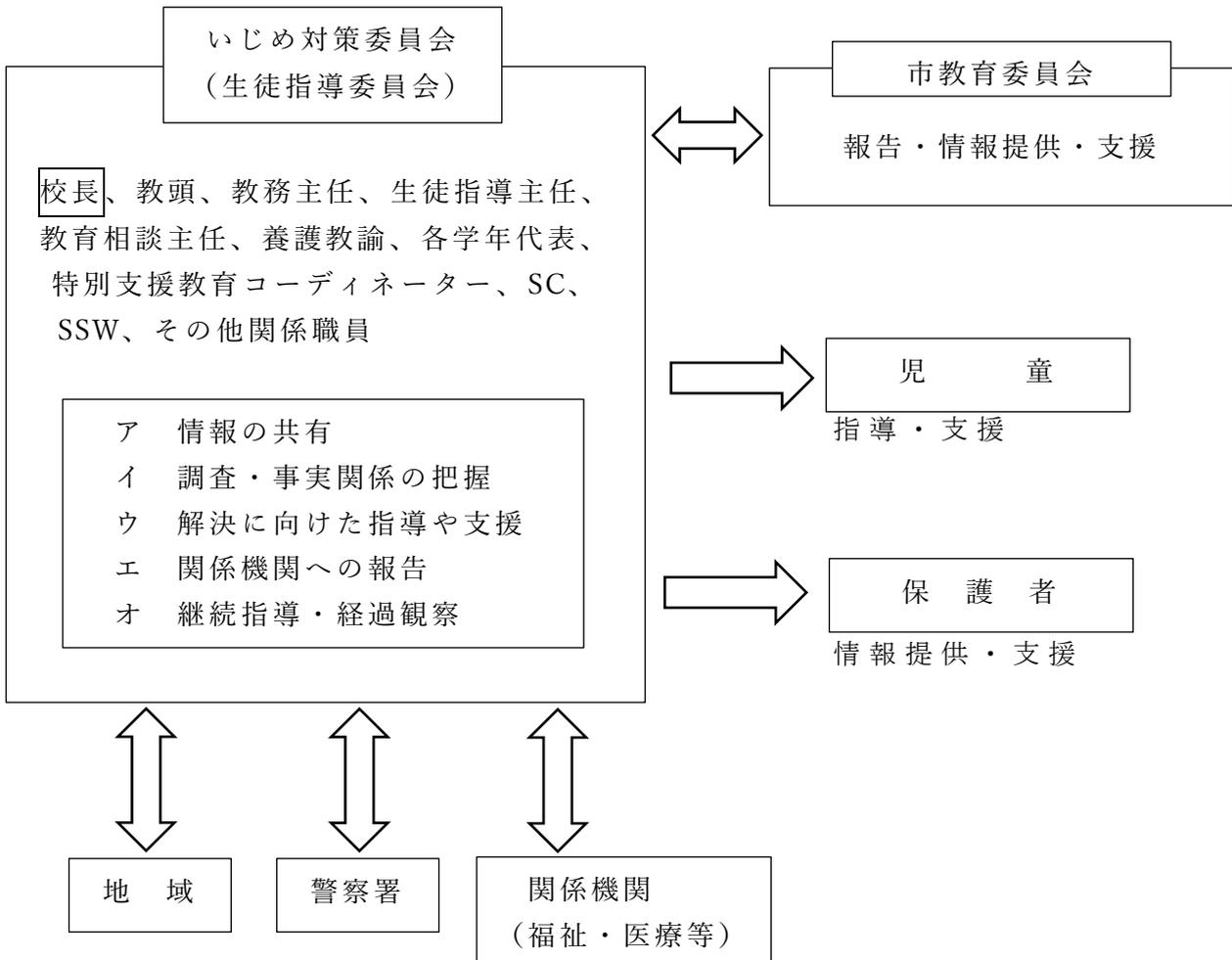
(3) いじめに対する措置

学 校

① いじめの発見、通報を受けた時の動き



② 対応



<いじめに対する措置の詳細>

- ① いじめの発見、通報を受けたときの動き
 - 教職員は、「これぐらい」という感覚をなくし、その時、その場で、いじめの行為をすぐにやめさせる。
 - いじめられている児童や通報した児童の身の安全の確保を最優先とした措置をとる。
 - いじめの事実について生徒指導主任及び管理職に速やかに通報する。
- ② 対応
 - ア 情報の共有
 - いじめの情報を受けた生徒指導主任は、全職員へ報告し、情報の共有化を図る。
 - イ 調査・事実関係の把握
 - 速やかにいじめ対策委員会を開き、調査の方針について決定する。
 - 調査の時点で、重大事態であると判断された場合は、校長が町教育委員会へ直ちに報告する。
 - 児童の聴き取りに当たっては、担任のほか、児童が話をしやすいよう担当する職員を選任する。
 - 必要な場合には、児童へのアンケート調査を行う。その結果については、保護者に提供する場合があることを予め念頭に置き、その旨を児童や保護者に説明する等の措置が必要であることに留意する。
 - ウ 解決に向けた指導及び支援
 - 専門的な支援などが必要な場合には、市教育委員会及び警察署等の関係機関へ相談する。
 - 解決を第一に考え、保護者及びその他の関係者との適時・適切な情報の共有を図る。
 - 指導及び支援方針の変更等が必要な場合は、随時いじめ対策委員会において、指導及び支援の方針を決定する。
 - 全職員で連携して組織的な対応に努める。
 - 指導及び支援を行うに当たっては、以下の点に留意して対処する。

いじめられた児童とその保護者への支援

【いじめられた児童への支援】

いじめられた児童の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに、全力で守り抜くという「いじめられた児童の立場」で、複数の教職員で継続的に支援していく。

- 安全・安心を確保する。
- 心のケアを図る。
- 今後の対策について、共に考える（具体的に詳しく、どのようにしてほしいか）。
- 活動の場を設定し、認め、励ましていく。
- 温かい人間関係をつくる。
- 状況に応じて、SCやSSWなどの専門家と連携した対応を行う。

【いじめられた児童の保護者への支援】

いじめ事案が発生したら、複数の教職員で対応し、学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるようにする。

- 事実関係を明確に説明する。
- じっくりと話を聴く。
- 苦痛に対して本気になって、精一杯の理解を示す。
- 親子のコミュニケーションを大切にするなどの協力を求める。

いじめた児童とその保護者への支援

いじめた児童とその保護者への支援

【いじめた児童への支援】

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめた児童の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行う。

- いじめの事実を確認する。
- いじめの背景や要因の理解に努める。
- いじめられた児童の苦痛に気付かせる。
- 今後の生き方（何を学んだのか）を考えさせる。
- 状況に応じて、SCやSSWなどの専門家と連携した対応を行う。
- 必要がある場合は適切に懲戒を行う。

【いじめた児童の保護者への支援】

事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明する。

- 児童や保護者の心情に配慮する。
- いじめた児童の成長につながるよう教職員として努力していくこと、そのためには保護者の協力が必要であることを伝える。
- 気付いたことがあれば報告をしてもらう。

いじめが起きた集団への働きかけ

被害・加害児童だけでなく、おもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、自分たちでいじめ問題を解決する力を育成していく。

- いじめの事実について伝えてよいこと、伝えたほうがよいことは全員に伝える。
- いじめは絶対に許される行為ではないということを、自分の問題として捉えさせる。
- 勇気をもって「いじめはだめだ」と言えるような児童の育成に努める。
- 共感的人間関係の育成に努める。
- 自己有用感が味わえる集団づくりに努める。

保護者同士が対立する場合などへの支援

教職員が間に入って関係調整が必要となる場合には、中立、公平性を大切に対応する。

- 双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に聞き、寄り添う態度で臨む。
- 担任、学年主任、生徒指導、関係職員、管理職等が組織的に対応する。
- 市教育委員会や関係機関と連携し、解決を目指す。

エ 関係機関への報告

- 校長は市教育委員会への報告を速やかに行う。
- いじめの内容が犯罪行為であると認められる場合には、所轄警察署へ通報し、警察署と連携して対応する。

オ 継続指導・経過観察

- 全職員で見届けや見守りを行い、いじめの再発防止に努める。

カ いじめの解消の2要件

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含みます。）が止んでいる状態が相当の期間継続していることが必要である。相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、いじめ防止対策委員会の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じておらず、安心・安全な生活が遅れていること

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめにより心身の苦痛を感じていないと認められることが必要である。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

(4) ネット上のいじめへの対応

① ネットいじめとは

文字や画像を使い、特定の児童の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の児童になりすまし社会的信用をおとしめる行為をする、掲示板等に特定の児童の個人情報に掲載するなどがネットいじめであり、犯罪行為に当たる。

② ネットいじめの予防

- 児童のパソコンや携帯等の使用状況について実態把握をする。
- フィルタリングやパソコンや携帯の使用に関する家庭内ルールの作成等、保護者への啓発を図る。
- 教科や道徳の時間、特別活動、総合的な学習の時間等における情報モラル教育の充実を図る。
- インターネット利用に関する職員研修を実施する。

③ ネットいじめへの対処

- 被害者からの訴えや閲覧者からの情報、ネットパトロールなどにより、ネットいじめの把握に努める。
- 不当な書き込みを発見したときには、次の手順により対処する。

ア 状況確認

イ 状況の記録→いじめへの対応、市教育委員会・警察への相談

ウ 管理者へ連絡（削除依頼）

4 その他の留意事項

(1) 組織的な指導体制

いじめを認知した場合は、教職員が一人で抱え込まず、学校全体で組織的に対応するため、臨時のいじめ対策委員会を開催し、指導方針を立て、組織的に取り組む。

(2) 校内研修の充実

本基本方針を活用した校内研修を実施し、いじめの問題について、全ての教職員で共通理解を図る。

また、教職員一人ひとりに様々なスキルや指導方法を身につけさせるなど、教職員の指導力やいじめの認知能力を高める研修や専門家を講師とした研修、具体的な事例研究を計画的に実施していく。

(3) 校務の効率化

教職員が児童と向き合い、相談しやすい環境を作るなど、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするとともに、一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織的体制を整えるなど、校務の効率化を図る。

(4) 学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実

いじめの実態把握の取組状況等、学校における取組状況を点検するとともに、県教育委員会が作成しているいじめ防止等に関する資料の活用を通じ、学校におけるいじめの防止等の取組の充実を目指す。

(5) 地域や家庭との連携

より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、PTAや地域との連携を推進し、学校と地域、家庭がいじめ問題に対して組織的に連携・協働する体制を構築していく。

(6) 関係機関との連携

いじめは学校だけの解決が困難な場合があるため、情報交換だけでなく、一体的な対応をしていく。

① 教育委員会との連携

- ・ 関係児童への支援・指導、保護者への対応方法
- ・ 関係機関との調整

② 警察との連携

- ・ 心身もしくは財産に重大な被害が生じている、またはその疑いのある事案
- ・ 犯罪等の違法行為がある、または犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案
- ・ 児童ポルノ関係の事案

【具体例】

- ・ 無理やりズボンを脱がす
- ・ 感情を抑えきれずに、ハサミやカッター等の刃物で同級生を切りつけてけがをさせる
- ・ 靴や体操服、教科書等の所持品を盗む
- ・ インターネット上に実名をあげて、身体的特徴を指摘し、気持ち悪い、不細工などと悪口を書く

- ③ 福祉関係との連携
 - ・ 家庭の養育に関する指導・助言
 - ・ 家庭での児童の生活、環境の状況把握
- ④ 医療機関との連携
 - ・ 精神保健に関する相談
 - ・ 精神症状についての治療、指導・助言

Ⅲ その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

学校の基本方針の策定から3年を目途として、国や県の動向等を勘案して、基本方針の見直しを検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

また、基本方針については、現状や課題等に応じて、普段から定期的な改善や見直しに努める。

Ⅳ、重大事態への対処

1. 教育委員会又は学校による調査

(1) 重大事態の発生と調査

① 調査を要する重大事態の例

○ 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合

- ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合

○ 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合

- ・ 不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、児童生徒が一定期間連続して欠席しているような場合も、学校の設置者又は学校の判断で重大事態と認識する。

○ その他の場合

- ・ 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあった場合

② 重大事態の報告

○ 重大事態を認知した場合、直ちに発生の報告を行う。

- ・ 学校 → 教育委員会 → 市長および県教育委員会

③ 調査の主体

○ 教育委員会は、学校からの報告を受けた際、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするか判断する。

○ 学校が主体となって調査を行う場合、教育委員会は、必要な指導、人的措置等の適切な支援を行う。

○ 教育委員会が主体となって行う場合は、次の通りである。

- ・ 学校主体の調査では、重大事態への対応及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断する場合
 - ・ 学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合
- ④ 調査を行う組織
- 学校が組織した「いじめ防止対策委員会」又は教育委員会が設置した「いじめ対策専門会議」において調査を行う。ただし、構成員の中に、調査対象となるいじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者がいた場合、その者を除き、新たに適切な専門家を加えるなど、公平性・中立性を確保する。
- ⑤ 事実関係を明確にするための調査の実施
- 重大事態に至る要因となったいじめ行為が、「いつ頃から」「誰から行われ」「どのような態様であったか」「いじめを生んだ背景事情」「児童生徒の人間関係にどのような問題があったか」「学校、教職員がどのように対応したか」などの事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。
 - いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合
 - ・ いじめられた児童生徒から十分に聴き取る。
 - ・ 在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。この際、個別の事案が広く明らかになり、被害児童生徒や情報提供者に被害が及ばないよう留意する。
 - ・ いじめた児童生徒に対しては、調査による事実関係の確認をするとともに、指導を行い、いじめ行為を止める。
 - ・ いじめられた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。
 - ・ これらの調査を行うに当たっては、事案の重大性を踏まえて、教育委員会及び学校法人が、より積極的に指導・支援したり、関係機関ともより適切に連携したりして、対応に当たる。
 - いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合
(いじめられた児童生徒が入院又は死亡した場合)
 - ・ いじめられた児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。
 - ・ 調査方法としては、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等が考えられる。
- ⑥ いじめられた児童生徒が死亡した時の対応
- その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。その際、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し、再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。
 - 遺族の要望・意見を十分に聴取する。
 - 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
 - 遺族に対して主体的に、在校生への調査の実施を提案する。その際、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成、概ねの期間、方法、入手資料の取扱い、遺族への説明の在り方、調査結果の公表に関する方針について、できる限り、遺族と合意しておく。
 - 資料や情報は、できる限り、偏りのないよう、多く収集し、それらの信頼性の吟

味を含めて、専門的知識及び経験を有する者の援助の下、客観的、総合的に分析評価を行う。

- 学校が調査を行う場合において、教育委員会及び学校法人は、情報の提供について必要な指導及び支援を行う。
- 情報発信、報道対応については、プライバシーへの配慮の上、正確で一貫した情報提供を行う。なお、亡くなった児童生徒の尊厳の保持や、子どもの自殺は連鎖の可能性のあることなどを踏まえ、WHOによる自殺報道への提言を参考にする。

(2) 調査結果の報告及び提供

- ① 調査結果は、速やかに報告を行う。
 - 調査結果の報告先は、下記の通り。
 - ・ 学校 → 教育委員会 → 市長および県教育委員会
- ② いじめを受けた児童生徒及び保護者に対する情報を適切に提供する。
 - 学校又は教育委員会は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。

【調査結果を報告する際の留意事項】

- ・ 他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮する。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。
- ・ 質問紙調査に先立ち、調査結果については、いじめられた児童生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭に置き、調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要である。
- ・ 学校が調査を行う場合においては、教育委員会及び学校法人は、情報の提供の内容、方法、時期などについて必要な指導及び支援を行う。

2. 調査結果の報告を受けた市長による再調査および措置

(1) 再調査

- 重大事態の報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、報告結果について再調査を行うことができる。
- 再調査を行う機関は、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者（第三者）とし、当該調査の公平性・中立性を図る。
- 構成員は、弁護士、医師、学識経験者、心理や福祉の専門家等とする。
- いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

(2) 再調査の結果を踏まえた措置等

- 教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、指導主事や心理や福祉の専門家の派遣等の支援を行う。
- 市長はその結果を議会に報告する。内容については、個々の事案の内容に応じ適切に設定されることとなるが、個人のプライバシーに対しては必要な配慮を確保する。